**令和６年度　第２回大阪府文化財保護審議会　議事要旨**

日時：令和７年２月１８日（水曜日）午後３時～５時

場所：大阪府立狭山池博物館　ホール（ウェブ会議システムを併用）

出席者：会　　　場　岩崎会長、浦﨑会長代理、伊藤委員、犬木委員、末兼委員、

玉田委員、澤井委員、森西委員、横内委員

オンライン　大場委員、橘委員、根立委員、長谷川委員

以上１３名

事務局（文化財保護課長、課員）

＜開　会＞

事務局から本審議会への出席委員が１３名であり、大阪府文化財保護審議会条例の定める定足数である、委員１６名の半数を満たしたことを報告。

＜議　題＞

**（１）大阪府指定文化財の指定について（答申）**

**○有形文化財（建造物）　　＜新指定案件＞**

（事務局より調書に基づき説明）

大場委員：前回の指摘内容を受けて、説明していただけたと思う。特に、境内地には既に

国宝4棟を含め、重要文化財が14棟、それ以外のものも基本的には国登録文化

財になっている。その内の比較的年代の古いものを今回取り上げ、府指定にと

いう提案であった。異論はない。また国登録文化財が27棟、4基も今後、順次

府指定にしていくという方針を今回ご提案いただけたと思いますので、大変有

意義なご提案だと受けとめた。

玉田委員：私も境内に数多くある文化財総体の価値を高めていくプロセスとして、これからどういう考え方で指定等を進めていくのかということが一番気になっておりましたので、そのあたりを整理したのは重要だと思う。

岩崎会長：「神社の御文庫は(中略)」という箇所について、一般名詞だったら「御」は要らないと思うので、最終の提出書類での修正するように。

専門の先生から大変良い提案であるの意見も受け、各委員からも異議ないため、調書の指定理由により、本審議会は府指定とすることを適当と認める。

**○有形文化財（彫刻）　＜新指定案件＞**

（事務局より調書に基づき説明）

浦崎委員：文章中に「美豆良」と「美豆羅」のどちらも表現として出てくるが、使い分ける理由があるのか。

事務局　：使い分けの理由は特にない。どちらかに統一する。

根立委員：説明にあったように平安末期から鎌倉ぐらい作られてたもので、二王子を

従えた聖徳太子像としての非常に古様のものである。

もう一つ重要なのが、孝養像は鎌倉時代半ばぐらいから流行するが、いわゆる一般的な孝養像の先駆けに当たるという点で、大変評価しても良いと思う。いずれにしても聖徳太子像の変遷を考える上で、初期の作品として府指定に値するものだと思う。

岩崎会長：各委員から異議ないため、調書の指定理由により、本審議会は府指定とすることを適当と認める。

**○記念物（史跡）＜新指定案件＞**

（事務局より調書に基づき説明）

岩崎会長：図３と図５を比較したときに、北側の現存土塀の一番東側のところが図５では破線で推定ラインになっているが、図３では実線になっている。説明では図５が正しいと思うので、図３の修正が必要。

事務局　：修正する。

犬木委員：諮問時に史跡範囲の理由をより明確に、という指摘に対して改善されてる。

また現地調査、調書作成の過程で諸々指摘したが、これらも訂正されている。

岡部家墓所は調書にあるように、初代から13代藩主のうち12代までものが残

っている点もだが、本体・土台部分等について、細部形状が緩やかに変化して

いるのが特徴である。また、下段の上面の石の積み方や、側面の石の大きさが

非常に緩やかに変化している。それぞれが本来のあり方を残してる点も非常に

大きな価値を持つと思う。

今回は諸事情で家臣団墓域についても岡部家墓所として区切られてるとは言い

ながらも統一の空間を出すものなので、今後の状況が改善したら速やかに追加

指定してほしいと思う。実際現地を見ても、家臣団墓域の方も非常に面白く、

興味深い内容を持っているため、調査していただきたいと考える。

結論として、大阪府の文化財として指定に相応しい。

岩崎会長：各委員から異議ないため、調書の指定理由により、本審議会は府指定とすることを適当と認める。

**（２）大阪府登録文化財の登録について（答申）**

**○有形文化財（建造物）の＜新登録案件＞**

（事務局より調書に基づき説明）

大場委員：住吉長屋は既に世界的に非常に知名度の高い有名建築である。加えて世界的現代建築作家として既に評価が定まっている安藤忠雄の出世作であり、現役の建築を文化財としてどのように評価するのかが非常に大きな課題になるなかで調書では２つの評価事項を挙げている。１つは時代性として、1970年代といういわゆる戦後建築として、主流であったモダニズム建築の概念を様々な小規模住宅で試みながら克服しようとするものいう時代に位置づけられている。

この時代は様々な住宅作品が一挙に登場し、建築雑誌を賑わしているという

時代で、まさにその代表的な作品と位置づけられる。

２つ目は作家性ということで、作品の持つ独創性、特に打ち放しコンクリート

という、従前からあったがありふれた工法を芸術の域まで高めたという、コン

クリートの持っている可能性を最大限高め、また同時代の建築デザインに大変

大きな影響を与えたということを評価された。

この２つの軸は的確だと思う。今後の現代建築を文化財として評価していくた

めの評価軸に十分なっていくと思う。そのため、今回の提案は、どう評価する

かの提案もいただけたという点で大変有意義だと思う。

玉田委員：文化庁においても近現代建築の重点調査を進めているが、その中で一番課題が評価をどの部分にするのかというところ。革新性・作家性・技術性・時代性・地域性、継続性等という７項目が現在設定されているが、この中で特色を評価するときに、一つ注目されるのは地域性である。住吉の長屋は、長屋という地域的特色でもある住宅形式を、これまで外側に開口を設けて通り側に開くものではなく、社会の変化を映し出し、外側に向かって閉じた都市型の住宅という、新しい考え方を取り入れた非常に革新的な作品であった。そのため今回は時代性・作家性を評価基準として示しているが、書きぶりによっては地域性や革新性にも関わってくると感じた。今回は、住吉の長屋を1970年代の都市住宅のうちコートハウスという、外は閉じて、内に開くという流行の中で、非常に注目集めた作品という点を評価され、これは明確であるので、ふさわしい提案と考える。

岩崎会長：各委員から異議ないため、調書の理由により、本審議会は府登録とすることを適当と認める。

**○有形文化財（建造物）＜新登録案件＞**

（事務局より調書に基づき説明）

大場委員：前回指摘した類例との比較について、今回注釈と文章の中にも入れていただいたのでこれで良いと思う。説明にもあったが、建造物は一般的に内部空間も重要と考えており、これが実際どの程度残っているのかがわからないという状況で今回登録に持っていくっていうことになる。これは課題として残っているとかんがえるので、今後追加調査をしていただき、内部空間の写真などを展示説明として補足していただくことをお願いしたい。

玉田委員：取水塔の内部構造が一部残っており重要であると、資料で示されているが、それがどれぐらい残ってるのかは現状確認しようとしたが難しいとのこと。継続調査をぜひお願いしたい。類例として挙がってる他の国登録文化財の取水塔は、移築されたものか、現役か。

事務局　：類例は現地保存されているもので、切り取られたり、移築されたりしたものはなかったと思う。

玉田委員：その辺りが府登録する所以かなというところはありますが、文化財としての評価は今後の調査の中ではっきりするのではないかと思う。

事務局　：博物館に移築する際の設計資料の中に写真はあるが、内部の現状を客観的に確認できていないという点が、課題ということを認識した。

岩崎会長：各委員から異議ないため、調書の理由により、本審議会は府登録とすることを適当と認める。

**○有形文化財（考古資料）・狭山池＜新登録案件＞**

（事務局より調書に基づき説明）

大場委員：既に狭山池は国指定史跡になっているが、堤体は史跡の一部を成しているものなのではなく、切り離された展示物としての評価なのか。

事務局　：史跡というのは不動産なので、今回の堤体や木製枠工は史跡の構成要素に含まれない。そのため展示物として扱った。また切り取った形のものの指定も事例がないため、扱いが難しく今回は登録という形で扱っている。。

犬木委員：堤体は実際遺跡の発掘で検出されることは時々あり、調査例も蓄積されてきて

いるが、緊急性を伴う調査のため、保存のための対策を立てられない事例が多

い。狭山池では全部を切り出し、展示のための建物も作ってる点から、登録文

化財として価値があるものだと思う。木製枠工については、使われてるため池

であるため、通常であれば傷んできたら改修工事で取り外してしまう可能性も

大いにあるが、そのようなこともなく、非常に良好な状態で残ってる点で、土

木技術に関わる非常に貴重な例として、登録文化財として相応しいと思う。

一点、木製枠工という名称は、工事方法という側面もあると思うが、調書では

構造物の用語として採用してるが、説明をお願いできるか。

事務局　：以前より犬木先生にご指摘いただいており、同時代の類似したものを調べてみたが、同じ用語として使ってるものがなかったので、結論は出ていない。

今回は報告書や現状博物館で使われている展示物としての名称を使用した。

岩崎会長：各委員から異議ないため、調書の理由により、本審議会は府登録とすることを

適当と認める。

**○有形文化財（歴史資料）＜新登録案件＞**

（事務局より調書に基づき説明）

横内委員：説明があったように、日本の高度経済成長の象徴である万博事業の始まりと終わりがわかるという点で、他にも行政が行う様々な事業あると思うが、事業の全体像がわかる資料を残すことができるということは大変良いと感じる。登録文化財は全国的に見ても歴史資料の登録が数少ないが、大阪府でも、2025万博開催の年という、こういう機会を捉えて、積極的に歴史資料の登録文化財というのを増やしていただけたら思う。

加えてアピールしていただきたいのは、資料を残すこと考えられた初代事務総長の荒井さんが、このような形で文書を残したという意義を、一つのモデルとして主張していただければと思う。

岩崎会長：調書により、審議会は本件を登録することが適当であると認める。